

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 6 年12月12日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第114号

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細
則の一部を改正する規則

名古屋市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行細則（令和 3
年名古屋市規則第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を
確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録すること」を「に記録す
る方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調
製する方法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技
術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規
定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。第 3 項に
おいて同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法に
よるものとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 本市の機関等が、作成等に関する他の条例等の規定により電磁的記録による作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。